

裾野市立南児童館の跡地利用（幼児施設等の子育て支援関連施設）に係る サウンディング型市場調査実施要領

1 目的

平成5年度に公営の児童館として設置した裾野市立南児童館は、令和7年3月に休館を予定しています。

そのため、南児童館跡地（土地・建物）の在り方として、幼児施設等の子育て支援関連施設としての利用に係る提案を広く求めるサウンディング型市場調査を実施します。

2 提案の条件

- (1) 市が策定する計画との整合をとることとし、幼児施設等の子育て支援関連施設としての提案を条件とします（子どもの居場所づくりにつながる提案、子どものあそび場の提供が可能な提案を含む）。

【参考】「裾野市教育・保育施設再編計画」（令和7年3月改訂予定）一部抜粋

1) 適正配置方針

立地適正化計画の中で、保育所・認定こども園は、裾野駅周辺・岩波駅周辺に誘導するかどうかを、今後検討する施設となっている。

当市は、市街化調整区域内に人口の約40%が居住しており、登園手段が概ね「家用自動車」である現状を踏まえ「拠点連携型都市構造」の集落拠点内にも認定こども園を設置することとする。

教育・保育需要の確保は、公私立一体で対応することとし、公立の幼保連携型認定こども園は、市全域で将来的に2園程度の設置を想定する。民間活力の活用推進によって必要な教育・保育需要が満たされた際には、配置数には柔軟に対応する。

児童館については、令和3年度に北児童館を閉館し、南児童館のみとなった。南児童館は、今後、福祉保健会館内に開設している親子交流スペース(こども家庭センター内)に機能移転(集約)し、南児童館の跡地は幼児施設等の子育て支援関連施設に用途変更する。

- (2) 提案者が既存事業を実施している場合、周辺の既存施設等との連携を含めた提案も可能です。
- (3) 南児童館跡地の一部を幼児施設等の子育て支援関連施設以外の用途とすることはできません。
- (4) 施設利用料の有無や、利用する子どもが特定されるか否かは問いません（具体例：認定こども園、託児所、こども食堂、移動公園、放課後デイサービスなど）。

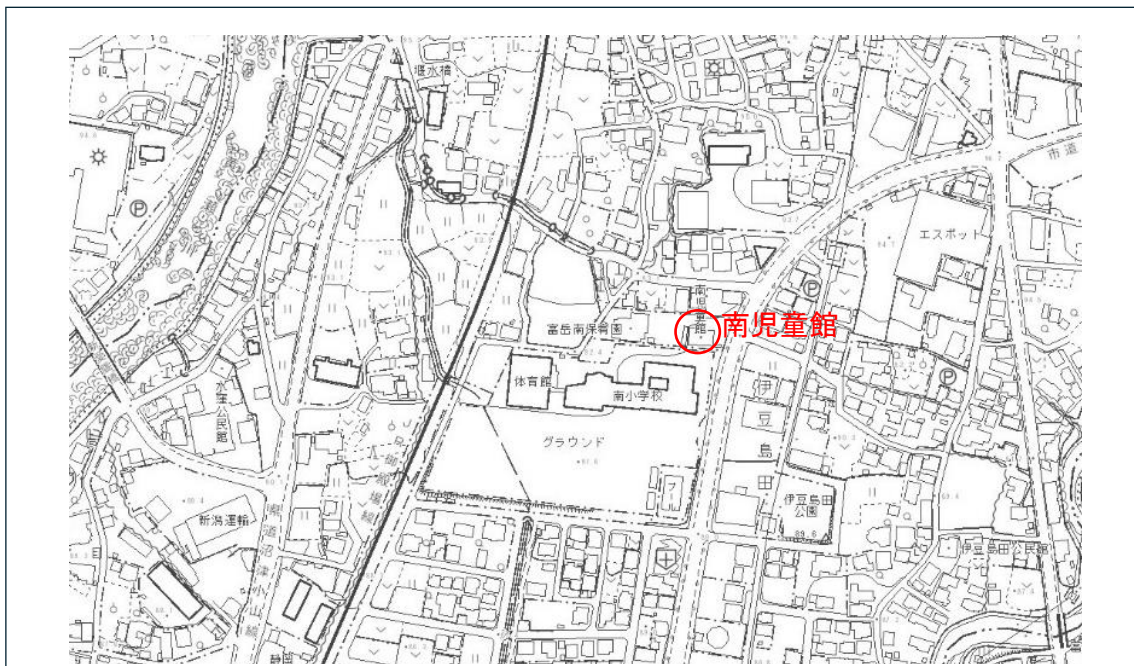
- (5) 本調査は、南児童館跡地の在り方について広く提案を求めるものであり、土地及び建物を購入・賃借された場合の対価については現時点では明らかにしておりません。

3 対象施設の概要

施設名	裾野市立南児童館（令和 7 年 3 月休館、今後閉館予定）
所在地	裾野市伊豆島田字小南 806-13、14
建設年月	平成 5 年 3 月
用途地域	第一種住居地域
地区計画	裾野市南部地区計画
建ぺい率／容積率	60／200
面積	建物延床面積 284.80 m ² 用地 699.25 m ² （公簿）
構造／階数	鉄筋コンクリート造／2 階
処理供給設備の状況	電気（東京電力）、上水道（市水）、下水道
駐車場	現状無し（別敷地にある駐車場は本調査の対象外）
南児童館跡地周辺の現況	南部土地区画整理事業が実施され、平成 12 年度に事業が完了した区域です。周辺には、南小学校、伊豆島田公園等が整備され、商業施設等も多く立地する利便性が高い地域に位置しています。

※平面図、施設内観・施設外観写真は、別紙 1 を参照ください。備品の取扱い等については現時点では未定です。

4 対象施設の位置図



5 調査のスケジュール

内 容	時 期
調査の実施の公表（募集開始）	令和 7 年 2 月 28 日（金）
対象施設現地見学会（希望者のみ）	令和 7 年 3 月 10 日（月）午前
質疑提出期限	令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 3 時必着
質疑回答予定	令和 7 年 3 月 21 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 3 時必着
提案に対するヒアリング	令和 7 年 4 月 10 日（木）又は 令和 7 年 4 月 11 日（金）
調査結果の公表	令和 7 年 4 月下旬

6 調査の実施

(1) 調査の参加資格

民間企業、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人とします。ただし、次の（ア）から（カ）のいずれかに該当する者は調査に参加することができません。

- （ア） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- （イ） 本実施要領公表の日から対話実施日までにおいて、裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第

324 号) に基づく指名停止を受けている者。

- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (エ) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる者。
- (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 23 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者。
- (カ) 裾野市に納付すべき市税の滞納がある者。

(2) 調査参加の申込

調査の参加を希望する者は、別紙 2「参加申込書」（裾野市ウェブサイトからもダウンロード可）に、必要事項及び提案等を記入し、郵送、電子メール又は直接持参により、募集期間内に参加申込先まで提出ください。

○募集期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）～令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 3 時 必着

○参加申込先

「9 申込み・問い合わせ先」のとおり

(3) 現地見学会（事前申込制・希望者のみ）

調査の参加を希望する者を対象に、現地見学会を開催します。

現地見学会は、事前申込制となりますので、参加する法人（個人）名と人数、担当者名、連絡先について事前申込先まで連絡ください。

○日程等

令和 7 年 3 月 10 日（月）午前

※ 30 分程度を予定。開始時刻は事前申込時に調整します。

○事前申込先

「9 申込み・問い合わせ先」のとおり

(4) 質疑回答

質疑がある者は、別紙 3「質疑書」（裾野市ウェブサイトからもダウンロード可）に、必要事項及び提案等を記入し、郵送、電子メール又は直接持参により、提出期限までに質疑提出先まで提出ください。

○提出期限等

令和7年3月14日（金）午後3時必着

※令和7年3月21日（金）に質疑提出者あてに回答予定（裾野市ウェブサイトでも公表予定）。

○質疑提出先

「9 申込み・問い合わせ先」のとおり

(5) 提案に対するヒアリング

「参加申込書」の受付後、提案・要望内容に関するヒアリングを実施します。実施日時及び会場は、参加申込者に後日連絡します。

○ヒアリング実施期間

令和7年4月10日（木）、又は令和7年4月11日（金）午前10時～午後5時

○ヒアリング所要時間

1者あたり1時間程度

○その他

- ・ヒアリングは、参加者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- ・ヒアリングに出席する人数は、1グループ5人以内としてください。

(6) 提案に関する資料の提出（任意）

提案にあたり「参加申込書」以外の資料提出は必須ではありませんが、説明のために提案書等の資料を提出いただける場合は、ヒアリング当日に5部提出をお願いします。

提出書類の著作権はそれぞれの参加者等に帰属しますが、提出書類は返却しません。または、市はサウンディングの結果公表や南児童館跡地利用の検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

7 調査結果の公表

調査結果の概要については、令和7年4月下旬に裾野市ウェブサイトで公表を予定しています。なお、参加者等の名称は公表しません。

公表にあたっては、参加者等のアイデア及びノウハウ保護等のため、事前に参加者等に内容の確認を行います。

8 その他

(1) 調査に係る費用

調査の参加に要する費用は参加者の負担となります。

(2) 跡地活用策の決定

調査の結果を踏まえ、必要度・緊急度・費用などを総合的に判断し、施設の跡地
利用策について決定します。

9 申込み・問い合わせ先

裾野市役所 健康福祉部 幼稚園・保育園課 担当：根上

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

電話：055-995-1822

メールアドレス：jidou@city.susono.shizuoka.jp